

ウサギ飼育の誓約書

貸主 和泉保全有限会社(以下 「甲」という)は借主_____ (以下 「乙」という)との、付締結の物件(以下「本物件」という)におけるウサギ飼育に関する誓約書(以下「本契約書」という)に署名、捺印をするものとする。万一、規定に違反し、甲より契約解除され、本物件の明渡しを求められた場合、乙は速やかに明渡すとともに、ウサギによる傷・汚れ等の損害についての修繕費などは家賃に含まれないことを理由に原状回復の措置をとるものとする。

平成 年 月 日

物件名 フォンテーヌ駒沢 号室 _____

契約者 _____ 印 _____

品 種 _____

名 前 _____

規 定 事 項

第1条(動物の飼育)

乙は、本規定に基づき、本物件にてウサギを飼育することができる。

また、飼育するウサギは本誓約書の末尾に貼付された写真のウサギのみとする。

第2条(飼育者としての心構え)

1. 他の居住者の立場も尊重し、快適な生活環境の維持向上を図ること。
2. 命あるものである動物の本能、習性を理解するとともに、飼主としての責任を自覚し、動物を終生、適正に飼育すること。
3. 「動物の愛護及び管理に関する法律」「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」などの法律や条令をまもり、ウサギによる人の生命・身体及び財産に対する侵害を防止することに努めなければならない。

第3条(飼い主の遵守事項)

1. 基本的事項

- (1)ウサギは自己の居室で飼育すること。
- (2)本物件敷地内共用部分で、動物にえさや水を与える行為や、排泄をさせないこと。
- (3)ウサギの糞尿等から発する異臭によって、近隣に迷惑をかけること。
- (4)ウサギは常に清潔に保つとともに疫病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと。
- (5)ウサギには、必要な「しつけ」を行うこと。
- (6)本物件の敷地・建物等に対する破損、汚損、障害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること。

- (7)地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないように留意すること。
- (8)動物が死亡した場合には、適切な取り扱いを行うこと。
- (9)自己の居室以外で動物の毛の手入れを行わないこと。
- (10)動物の毛の手入れを行う場合は、必ず窓を閉める等して飛散を防止すること。
- (11)本物件の敷地内共用部を散歩させないこと。また、立ち入りを禁止された場所にいけないこと。
- (12)廊下、階段やエレベーター等の共用部では、動物は抱きかかえるかゲージ等に入れ移動すること。
- (13)動物が自己の居室以外で万一排泄した場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに衛生的な後始末を行うこと。
- (14)ペットのみを部屋に残したまま。旅行などで長期間部屋を不在にしたりすることがないよう留意すること。

2. 諸注意事項

- (1)他の入居者の洗濯物への毛の付着等を避けるために、ウサギは室内で飼育するものとし、専用庭・バルコニー・ルネス床下収納で飼育してはならない。
- (2)専用庭、バルコニーでは、ブラッシング、トリミング等動物の毛が散乱する行為は行わない。
- (3)専用庭、バルコニーは、常に清掃を行い、糞尿、抜け毛等放置しない。
- (4)トイレは、指定の場所で行うよう「しつけ」をし、床、壁、ルネス収納内でさせないこと。
- (5)床、壁、扉などを破損、汚損しないように最善の注意を図り、また対策をすること。
- (6)乙は、排水詰まりを防ぐために、こまめに排水口の清掃を行うように、努めなければならない。万一、排水口で詰まりが生じた場合は、その処理費用は全額乙の負担とする。また、詰まりが原因で、階下への水漏れが生じた場合は、全額乙の負担で対応するものとする。

3. 散歩の際の諸注意事項

- (1)散歩の際は、袋等を持参し糞は必ず回収して、所定場所に破棄すること。
- (2)散歩時は、引き綱は必ず装着すること。

第4条(飼育が認められるウサギ)

甲が許可したウサギのみとする。

1 住戸につき1匹のみ、体高30センチ・体重10キロ以下までとする。

ただし、次の(1)～(5)までに該当する場合は、飼育を認めないものとする。

- (1)過去に人の身体に危害を加えた事のあるもの。
- (2)人に伝染する恐れのある有害な病原体に汚染されているもの。
- (3)今後人の身体に危害を加える恐れのあるもの。
- (4)定期的な健康診断、予防接種を行っていないもの。
- (5)その他甲が認めないもの。

第5条(再審査)

1. ウサギ飼育の承諾を得たウサギを変更する場合は、新規ウサギの写真の提出と再審査・承諾を事前に得なければならない。
2. 近隣の住人よりクレーム等が続き、再三の改善命令に対しても、状況が改善されない場合は、乙及び、飼育中のウサギを再度、面談し審査するものとする。その審査で不合格になった場合は、甲は本物件の契約を解除するか、乙へのウサギ飼育の禁止を行うことができるものとする。

第6条(損害賠償責任)

ウサギの飼育もしくはウサギによって発生した損額は、乙が全責任を負うこと。

第7条(動物の預かり及び保護)

甲より許可されていない動物の本物件での飼育、保護、預かりは原則禁止とする。

第8条(繁殖の禁止)

本物件において飼育を認められた動物で、例外なくウサギの繁殖は禁止とする。

第9条(飼主に対する指導、禁止等)

乙やウサギが次の各号のいずれかに該当した場合、その他、不適格と認められた場合で、甲の指導にも関わらず解決が図れない時は、甲は乙に対して退去を命ずることができる。

1. 虚偽の申告をした場合。
2. 本規定のいずれかに違反した場合。

第10条(敷金)

1. 乙は犬の飼育にともない、敷金を通常契約の倍額を甲に預託する。入居途中より犬の飼育を開始する際は、飼育を開始する前日までに甲の指定する方法により敷金を追加預託しなければならない。
2. 甲は、乙の本物件退去時に預託された敷金の50%を無条件にて償却する。なお、この甲の償却取得は、犬の飼育期間の長短にかかわらず、また解約理由の如何にかかわらず行うものとする。

第11条(原状回復)

乙はウサギの飼育にともない、本物件内の壁・床等は可能な限り傷をつけないように注意し、万一損害が生じた場合は、ウサギによる傷・汚れ等の損害についての修繕費などは家賃に含まれていないことを理由に、解約時に乙の負担で原状回復を行う。

飼育ペットの写真を貼付

